平成２８年（フ）第１５６号
北海道旭川市末広東２条３丁目５番５号
債務者　山端　道子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５７号
北海道旭川市忠和３条１丁目１番21号
債務者　山川　敦史
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５３号
岡山市南区洲崎１丁目１番31号、旧住所岡山市北区旭本町４番28号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２２号
静岡県磐田市見付1343番地２ハミング白木101号
債務者　平野　記史
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３３２３号
東京都新宿区払方町９―11　Ｒ303　凛の館、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区土橋２丁目７－１―503
債務者　新垣　　題
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７号
島根県浜田市朝日町21番地８
債務者　土田　　陽
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後２時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第２０号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼１丁目３―24、住民票上の住所長崎県南島原市北有馬町戊2835番地
債務者　伊藤　聖子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第４７９８号
東京都足立区東和３丁目18―11―204
債務者　小泉　美奈
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８３１号
東京都豊島区西巣鴨１丁目18―８　森田方
債務者　高野美代子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８３３号
東京都江戸川区船堀７丁目５―21
債務者　岩楯美智仁
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８３４号
東京都大田区池上５丁目８－３
債務者　佐野　友美
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８７６号
東京都清瀬市中里３丁目79―６―201
債務者　池田　桂子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８８１号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目39―11　フランドル
債務者　湊　　泉樹
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８８４号
東京都目黒区中根１丁目８―23―207
債務者　小島　和人
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８８５号
東京都江東区亀戸７丁目10―18―1708
債務者　前田　育秀
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部